

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年12月24日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次 長	石黒 貴之
統括主査	宮田 隆志	書 記	渋谷 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

6番	澤野 敏久	7番	寺澤 克己
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第55号議案から第58号議案を上程します。

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第55号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

 譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、遠方に居住しており耕作が困難です。

 そこで譲受人である■■■■■に相談したところ、話がまとまったため、本申請となった。耕作地はすべて適正に耕作されているため、許可相当と判断しております。

【議案説明】

 お手元に■■■■■の営農計画書ありますでしょうか。

 1点、議案書をお配りした後に変更がございましたので、つけさせていただきました。先に郵送でお渡しした営農計画書の地図、第55号議案の2番を確認いただけますでしょうか。

 変更点としましては、今回の申請地、先にお配りしております営農計画書では、田に転作するという事で、営農計画が出されておりましたが、その後、譲受人に確認したところ、現状の畑のまま耕作をするというところで変更になりましたので、ご説明させていただきます。

 作物ですが、露地野菜を栽培するという計画になっております。

 譲受人は県外に居住し、この度、集落内の居宅も社会福祉法人に寄付し、市内を離れる事になりました。申請地は譲受人がこれまでも借りて耕作しており、購入を打診したところ話がまとまったため本申請となりました。所有地は一部委託されているが、自身の耕作地も適正に耕作されているため、許可相当と判断しております。

 なお、譲受人の名前について、旧字体が正しいですが、代理人

に法務局の登記申請は問題ないとの確認をしております。

続いて議案書3ページをご覧ください。第56号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

現在、既存の駐車場は主に医療従事者、スタッフ、患者などが利用しております。大半が自家用車で来院しておるため、特に平日中は駐車場が不足しております。

あわせて、新病院の建設計画があり病床が増えることが決まっておりますので、医療従事者、患者等が増え、さらなる駐車場不足が懸念されることから、今回の申請となりました。

排水について、汚水排水はございません。雨水については敷地内で自然浸透処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面②番、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

【議案説明】

農振除外の案件です。申請地は犬山市都市計画マスタープランにて商業集積ラインに位置づけられております。また、県道一宮犬山線に接し、上水道、下水道も完備され、店舗建設には最適な場所と考え、本申請となりました。

雨水は南側水路へ排水、汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑨番、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

【議案説明】

農振除外の案件です。現在の住居では計7名が住んでおります。子供が大きくなると、現住居では手狭で、また老朽化が進み

建て替えが必要でございました。

しかし、今の敷地内では増築するスペースもないことから、今回の申請地とともに住宅の建て替えを決断しました。

雨水は、北側に市道がありまして道路側溝に排水いたします。

汚水についても、敷地内に合併浄化槽を設けまして、経由した後に、同じく北側の市道道路側溝に排水する計画になっております。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面②番、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

【議案説明】

平成3年頃から資材置場として利用されており、現地確認したところ、主に建設現場の足場などが置かれている状態でした。

申請地が農地法の手続きがなされていないことがわかったため今回申請という運びになりました。

雨水排水は、自然浸透ということで処理をするという計画です。汚水の排水等はございません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑬番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑳番、許可をすることができます。

【議案説明】

譲受人は、自動車部品の設計製作、航空機部品の加工業を営む法人です。企業に求められる環境対策の一環として、平成27年に愛西市と滋賀県に各1ヶ所ずつ太陽光発電所を設置しました。

また、秋田県には風力発電所を設置しております。

再生可能エネルギーの売電による収益をさらなる発電事業に投資することを計画し土地を探していたところ、申請地は、電力場が多く見込め、所有者からの同意を得ることができたため、今

回の申請となりました。

事前に近隣住民に事業計画の説明を実施しました。特に反対意見等はないということで確認をしております。

汚水の排水はございません。雨水は、特定都市河川浸水被害対策法にも適用できるような形で、敷地内で自然浸透をさせる、砕石仕上げとするということで計画をしており、周辺コンクリートブロックとフェンスを設置して、周囲への雨水の排水がないような計画になっております。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑬番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

【議案説明】

先にも出てきておりますが、譲渡人は県外に移住することになりましたので、市内の財産を処分しております。

今回、申請地の西側隣に自宅がありますが、そちらをまみずの里へ寄付することになりました。

その宅地内には駐車場がないため、市道に隣接する今回の申請地を従業員駐車場として整備することになりました。

なお、現地につきましては、自宅の進入路部分がコンクリートで舗装されており、この件について農地法が未申請だったため、始末書が添付されております。

敷地内砕石敷として、雨水は自然浸透という形になります。

また、先ほど申し上げました通り、既設進入路はコンクリート舗装されておりますが、こちらは手を加えないということで聞いております。汚水の排水はございません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑬番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

【議案説明】

農振除外の案件です。譲受人は、市内のアパートに家族4人で

住んでおりますが、子供が大きくなり手狭になることから住宅建築を検討いたしました。

近くに住む祖母の様子もすぐに見に行くことができ、実家とも近い場所で検討した結果、申請地の所有者より住宅建築の同意がられたため本申請となりました。

雨水は、申請地北側に東西に走る水路が走っており、そちらの方に排水いたします。

また、汚水も敷地内の合併浄化処理槽を通して、同じく北側水路に排水するという計画になっております。

【議案説明】

譲受人は羽黒新田の本社を構え、各種機械部品の加工、販売を営む法人です。今後、受注量の増加が見込まれ、施設の拡大、従業員の増加に迫られておりました。

加えて、本社工場と小牧で借りている倉庫は狭く、スペースが限られ、大型車両が通れないことから作業効率が悪いのが懸念材料となっておりました。

申請地は必要な規模の工場が建築でき、犬山市都市計画マスタープランにおいて、企業誘致を推進する地域に位置づけられ、また、都市計画法第34条第12号に基づく許可が見込めることから、本申請となりました。

汚水は公共下水道に接続し排水します。雨水は、敷地内に雨水貯留槽を設けてこちらで浸透させるという計画になっております。

万が一、オーバーフローした場合は、オーバーフロー管から申請地西側の薬師川に放流するという計画になっております。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑥番、鉄道、駅、県庁市役所及びこれらの類似施設の周囲概ね500メートル以内の区域にある農地で第2種農地に該当します。

許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書の9ページをご覧ください。第57号議案、農業

経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

1～8番は農地中間管理機構への集積計画、9～12番は相対での利用権設定

9番の[]、10～12番の[]は市内で新規就農のため、12月23日に面談を実施しました。

9番の借人は、今回権利設定する農地を借り、ブルーベリーの観光農園開設の準備を始められます。

今後の予定として、令和4年に溶液栽培システムを施工し、500本の苗木育成を始め、令和6年に現在の仕事を退職し、令和7年6月に観光農園のオープンを目指されています。

借人は、ブルーベリー農園のオンライン講座を9ヶ月間受講された後、今年の6月から自宅で試験栽培を始め、来年4月から県外のブルーベリー農園で実地研修を受ける予定があることを確認しています。

観光農園の敷地について、来月の1月総会で東側隣接地2筆の利用権設定が予定されています。

10～12番の借人は、[]でぶどうの栽培をしている若手農家です。愛知県農業改良普及課の仲介により、今回権利設定をするモモ畑を借り受けることになりました。

借人は、愛知県農業大学校で果樹を専攻し、小牧市や豊田市のモモ農家で研修を受け、栽培経験があることを確認しています。

続いて議案書の14ページをご覧ください。第58号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第57号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

15ページ、16ページが[]、17ページが[]への配分計画案です。

議長

ただいま事務局から、第55号議案から第58号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見はありませんか。澤野委員どうぞ。

澤野委員 6番、澤野です。

7ページの6番、まみずの里の駐車場の件でございますが、確か2ヶ月前にも同じように駐車場の件でご質問させていただいたと思うんですけど、今回の場合はまみずの里の、要するに社会福祉法人の事業が行われる中で町内会及び地域の方に、説明会等進められて、ご理解いただいて、今回こういった形に進んでおると思いますけども、それについて、2ヶ月前の時にもちょっとお聞きした段階では、事務局当局は、農地についての審議はできるけども、その他のものについては別枠っていうんですかね、今回のこのテーブルで、審議する内容ではないというようなことを言われておりますので、これも若干同じようなことかなと思いますけども。

一つお聞きしたいのは、この土地の事業を進めるうえで、事務局としては現場の確認をどのように見られましたか。その点をちょっとご説明いただきたいと思いますけど。

議長 事務局いいですか。

事務局 農地転用の申請が出た後に、担当で現地の方は確認をさせていただいております。

ただこちらにつきましては、行政書士の方から事前に相談がありましたので、時期は忘れましたが、この転用の申請が出る前にも一度、現地の方は確認させていただいております。

澤野委員 それでですね、現場見られた段階と、代理申請人等も打ち合わせされたということですけども、出てきた図面を見てどのように思われますか。

事務局 質問の意図として、現場が結構斜面があって、高低差があるというところでの質問なんでしょうか。どういった意図での、質問なんでしょうか。

澤野委員 今回のこの議案の説明書の中には何もついてなかったもんでわからなかったですけど、本申請書を今日見させていただくと、写真添付等されてると思うんですけども。

この地域については、北側、要するに富士川の方から見ると、長者町の境界区域から東面、山の斜面から東の住宅区域から来る

水っていうのは、すべてこの計画地の北側の十字路のところまで水が来ると思うんですね。道路の東側には、倉庫の図面が書いてあるんですけど、これすべて溝蓋がかかっておるんです。

ということは、側溝では多分、水は受けてくれないと思うんです。

その対策のために、この今回計画されてる土地は、わざわざ石積みがやってあるんですよ。これは水の侵入を防いでおると。

説明のあった、西側の本宅の今回事業を進められるところの家屋についても、石積みが全部屋敷周り、石積みで水が流入するのを全部食い止めておるんですね。

にもかかわらず今回の計画図面は、既設石積み撤去になっどるんです。その後、撤去されたままで放置されるもんか、それとも何か対応されるかということ、図面上では何も明記されてないもんで。水は全部ここの計画されてる駐車場の中に流れ込むわけなんです。

なおかつ、現状の写真、これ今コンクリートやってるところの、要するに進入路から水が入って、ここの法定外道路のエリアを全部侵食しちゃってるわけ。

にもかかわらずここの積止めている、今の対応しておる石積みを撤去される、この図面に対して事務局はどのような形でこの申請書を受理されたかなということ、聞いたかったんです。

事務局

現地の地形の関係で、今回転用する部分に、石積みをして敷地外から水が入ってこないように、今の所有者は対策をしておられた現状があるということで、今回、駐車場の計画で、出入りに支障になるからだと想定されますけど、石積みを取り除かれる、そのことについては、事務局としては現地の時に、そういう地形的なところまで確認できていなかったの、この点につきましては行政書士の方に、今回、まみずの里が購入されて、転用された後、雨水がそこへ全部押し寄せてきたりして、まみずの里の事業の方も非常に影響を受ける可能性がありますので、代理人の方に、澤野委員がおっしゃったことはお伝えをさせていただきたいと思えます。

雨水の処理が大雨のときかなりくると、地域の方も心配になる状況かと思しますので、その点については、事務局の方から代理人にお伝えをさせていただきます。

澤野委員 町内会の方から、要するに行政に対して、何らかの地区の要望が出るかと思しますので、今回のこの案件とは別々の話ですけど、そういった時にはお力添えいただきたいなというふうにこれは思います。

それともう1点、同じような内容なんですけど、図面に「地蔵様移設」と書いてありますけど、地蔵様の移設先っていうのはどこへ持っていかれる予定なんですかね。町内の方はご存知ないんです。移設と書いてあるんですけど、どこへ持っていかれるのかなと思って。

議長 事務局いいですか。

事務局 地蔵の移設先についてまでは事務局の方で確認はしておりません。

議長 今の回答でいいですか。

澤野委員 そういった書類受理されるんですかね。ですから農地法の関係とまったく関係ない話なんですけど。

余分なことを聞きましたんですけども、ただ、私がこのようなことでというお話をしたら、町内の方は知らないって言われたものですから、移設先がどこへ持っていかれるのかなど。この町内から出る話なのか、町内へ残すのかっていうのもあるかと思うんですけど。

たまたま図面上、お地蔵様移設と書いてあるものですから移設先を教えてくださいなというふうに思うんです。

事務局 休憩時間の時に、代理人に連絡をとりまして、直接農地法を審査する上でずれる部分ではありますけど、行政書士に確認をします。

澤野委員 それとですね一緒に聞いて欲しいんですけど、この既設の石積み撤去という形になりますけど、北側の1台については、撤去したところから乗り入れされる予定ですか。それとも、既設の進入路があるんですけどそこを利用されるのか、その辺の、わざわざ

石垣をとって進入されるようなふうにもとれるんですけど。

それとね、この前面道路というのは通学路なんです。各地でいろんな悲惨なお話聞いているものですから、ここの営業時間、始業時間体だとか対象時間体というのはちょっとバラバラでわからないんですけど。周りの方に迷惑のかからないような計画を立てていただきたい。

事務局

行政書士の方に早急に休憩時間に確認をさせていただきますし、また申請のあった際には、周りへの影響の留意については今後もより注意しながら、確認するようにします。

議長

ただ私からお願いなんですけど、今問題点をちゃんと把握していただいて、一遍みんなにわかるように、こういう問題点を指摘されたんですけど、こういう考え方があって、今回議案として提出しましたと。

という話がないと、みんな、話の内容をわかってないかと思うんですね。最後に、皆さんどうですか、可決しますかって全員一致、可決しましたっていったところで、本当に、皆さんわかってらっしゃるのかなあと。私だけないのか、今のこのやりとりがね。

それとも、みんながわからないのか、それによって、やっぱり問題点はこういう問題点を今指摘されましたけれども、我々としてはこのように考えておりますという、整理してお話をしていたかないと、このラリーだけでは、他の者はちんぷんかんぷんでわからないと思うんですよね。

だから、事務局お願いですが、こういった問題が出たときにはやっぱり問題を整理していただいて、澤野委員からこういう問題が出ましたけれども、これはこうですよというお話を、皆さんに対して、返していただくといいのかなと思うんですが、そこら辺のところを、今後でもいいですがお願いできますか。

事務局長

すいません、今、私もやりとりを聞いてて、通常だと、議会もそうなんですけれど、周りで聞いている方がわかるようにですね、具体的にちゃんと1問1答でこういうふうはこうですよと、答えられない場合は、調べてこういうふうに言いますよっていうふうに、周りにわかる状況にしなければいけないと思っております。

それで今、地元の事情等なんですけれど、当然、我々が書類を受けて、現場に行った段階で、その事情というものは、例えば大雨のときに行っていればまだしも、通常晴れた時に行って、その地元の土木的な今までの状況っていうのはわからない状況です。

直接それが本当に農地転用に関係があればいいんですけれど、例えば先ほどのことも、これをもって地元要望が出たときに、その部分を農業委員会の方で我々で、取り計らってくれということはまたこれ別問題なので。

前回もそうなんですけれど、あくまでこの転用によって、周辺農地に被害があるかとか、そういった部分を、農業委員会の方では審査をしていただきたいと思います。

地元が困っていることであれば、それは当然土木要望で引き続き言っていたくなりしていただければいいので。それをちょっと農業委員会の方で、ここができることによって、その水が行き場が失うとかこちらへ来るとか、そういったことはちょっと農業委員会で審査すべきことではありませんので、そののところは、切り分けていただきたいと思います。

先ほど会長もおっしゃられたように、このやりとりが、事務局と澤野委員の方でやりとりしても、やはり周りで聞いててもわからない状況なので、そのところは、1回答える場合もですね、澤野委員のこういう質問に対してはこうですよ、とかきちっと分かるように、説明をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長

その他でご質問ないでしょうか。

もしなければ、私から一つ質問させていただいてよろしいでしょうか。

5番の羽黒の吹上24番5並びに25番の畑でございしますが、これ当然、 から株式会社三技が買って、そのあと転用されるということでわかるんですが、地図を見ますと、本当に宅地がすぐ隣接してますよね。

隣接してるところに、少なくとも東の部分が1.5mの高さ、西の方が2mの高さで斜めに段々と太陽光が置かれるという感じな

んですよね。

今までで市街化区域だとか、宅地に隣接した太陽光の設置って
いうのは認められたことがあるのかどうか。

例えば、今問題になってるのは斜面だとか、その他に、反射熱
だとか、風の問題だとか、いろんなことで太陽光が問題になって
る部分があるんですけれども、そこら辺のところは、近隣の方に
お話をされるとか、そういうことは済んでるんでしょうかね。

そこら辺のそこを踏まえて、この転用を受け付けられたのかど
うか。少しお尋ねをしたいと思います。

事務局

会長の質問に回答させていただきます。

まず1点、宅地に隣接するところで、太陽光の許可がされたこ
とがあるかということにつきましては、地図資料の公図をご覧ください。

56号議案の5番のところですけど、実は今回申請の25番の西
側28番、実はここがすでに平成26年に太陽光で許可がされて、
現場にパネルが設置されております。

見ていただく通り27番2とか、宅地のところに隣接して許可が
されております。

もう1点近隣の方に説明がちゃんとされているかということ
につきましては、行政書士に確認いたしまして、隣接の方、所有
者の方、お住まいの方に説明がされて、反対の意見等は特になか
ったということで聞き取り、確認をしております。

議長

はい、わかりました。ごめんなさい。前のところの敷地の太陽
光の文字を見落としておりました。結構でございます。

その他にご質問だとかご意見ないでしょうか。

もしなければ地区審議に移りたいと思いますが、よろしいでし
ょうか。

そうしましたら、地区審議の時間ちょっと短いんですが、地区
審議並びに休憩時間を含めて、10分間程度お願いしたいと思
います。

ですから、開会は3時30分からということをお願いをいたし

ます。

午後 3 時 2 0 分 地区審議

午後 3 時 4 0 分 開議

議長

大変遅くなりましたけれども、ただいまより 10 分遅れで再開をさせていただきたいと思えます。

まず事務局の方から、ご報告がありますのでまずそれからさせていただきます。

事務局

事務局より澤野委員の質問に回答させていただきます。

まず、地蔵さんについてですが行政書士の方に確認しましたところ、 が管理をされているものというところで、確認はされていると聞いております。

 の方に確認をして、今度、まみずの里が、ここの西側で、新しい共同生活住居を、自宅の方をリフォームされるということですが、その敷地の方へ移す場所、正確な場所はまだ、決まってないけど、移す予定だというところで、確認をしているという状況です。

道路の方からの雨水ですね、地図資料を見ていただきますと、北側の方の道路から、東側ちょっと斜めに走っている道路からの勾配の関係で、こちらの、今回まみずの里が転用する東側の道路、斜めに走っている道路、こちらの方へかなり雨水の方が来る状況ということなんです、それについては、三角形の一番北側の頂点のところですね、そこに石垣があって、そこは今、高低差としては、道路よりも高い状況になっているんですけど、それを道路面とほぼフラットにされる計画になっております。そこを採石敷きにされます。

コンクリートの通路のところはあるんですが、その南側のところも砕石敷きにされます。雨水は自然で浸透するような対策を取られます。

なので、今までのように石垣を伝って、コンクリートのところから一気に全部流れ込んでいた時よりは、状況が改善をされる部分があるというところで計画をしておられます。

南側には、コンクリートブロックで南側の方の敷地へ直接流れ込まないように、1段から4段の高さのコンクリートブロックの擁壁を15メートル延長しまして、隣接の所有者の方へ直接、今回の転用地から雨水が行かないようになります。

そのブロックの擁壁の西側のところには敷地内の民地側溝がありまして、そこへ染み込みきれなかった雨については、流れ込むようにして、そこから排水をするということです。

今までよりは、北側のところもそのまま伝って来ていたときよりは採石で染み込みますし、ちゃんと南側の対策も考えて、計画をしているというところで、聞き取りをしております。

最後に、この東側の道路ですが、通学路になっているということについて確認しましたところ、まみずの里は、すぐこの北側でも事業をやられているので、状況の方は把握をされています。

スタッフの駐車場なので、交通安全に気をつけて出入りをしていただく、そういったことで、事故というのはちょっと起きてはならないものだと思いますけど、気をつけて申請者も使うというところしか言えないというところで確認をしております。

回答としては以上になります。

事務局長

ちょっと補足なんですけれど、今説明があった通りなんですけれど、我々もこうした農地転用の現場の方に行く際に、先ほど澤野委員から言われたような情報があれば、総会の当日に、この状況を地元の状況がこうだこうだっていうふうに言われても、やはり今みたいに調べてお答えすることはできるんですけれど、迅速なお答えができないものですから、議案を皆様にお送りした段階で、もしそうした地元の疑問点だったりとか、あと意見等があれば、我々も一緒に現場行く日を合わせて、一緒に行って、その状況を確認しつつ、もし、農地転用とは関係ない部分で、いろんな土木要望関係のこともあれば、そちらの方に取り次ぐことも可能だし、皆様の疑問にお答えすることも可能になるので。

当日この場で議案とは直接関係ないけど、ということでおっしゃられても、なかなかすぐにお答えができない状況なので、今後は議案を送った段階で、疑問があればすぐに行っていただいて、我々も日にちは合わせて一緒に、できれば一緒に現場に行って、確認をしたいと思いますのでよろしくご理解をいただきたいと思います。

議長

そういうことで今、事務局からの回答で一応、この件については締めさせていただきたいと思いますが、今の課長のお答えで先に議案書を送られて、それに対する疑問があればという話がありました。

そういうことであればですね、そういったことは十分できる期間を見込んで、議案書を送っていただければなど。

反対に、委員の方から注文を付けるとそういうことになるのかなと思います。

ただ、もし、処理期間っていうんですかね、申請書が出てきて、この申請書は何日間以内に処理しなきゃいかんですよという、規定があるわけです。その規定が、例えば処理期間としてこの議題についてあれば、そのような時間をいただいてお互いに双方が現場確認できるような、時間を持てるような余裕ある時間に送付をしていただきたいと思いますし、処理期間がないのであれば、そういった紛糾するようなものは、次の月に送って、そういったことのできる期間を設けるとか、そういったことも考える必要があるんじゃないかなと思うんですね。

そこら辺のところはまた一度、お話をしながら決めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、第55号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について羽黒地区お願いいたします。

吉野委員

8番、吉野です。整理番号1番について地区審議の結果、可とさせていただきます。

議長

はいありがとうございました。それでは2番について池野地区お願いいたします。

澤野委員 6番、澤野です。地区審議の結果、許可とします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました。ここで全委員さんにお諮りします。

第55号議案、別紙申請事項について許可の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして、第56号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

なお本議案の6番につきましては、小澤委員が譲受人の関係者となっている案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づき、しばらく退席をお願いいたします。

1番について犬山地区お願いします。

今井委員 今まで通りの駐車場がある北側にできることになっておりますけど別に異常はないし、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。2番から4番につきまして、城東地区お願いいたします。

日比野委員 4番日比野です。2番から3番、4番について、地区審議の結果、可といたします。

議長 ありがとうございます。5番につきましては、羽黒地区お願いいたします。

吉野委員 8番吉野幹雄です。整理番号5番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

ありがとうございます。6番について、池野地区お願いいたします。

寺澤委員 6番の件ですが、今、事務局からご説明があったんですが、もうちょっと、私、土木常設員としてもやっております、もうちょっとこれ地元持ち帰って話したいんですけど、よろしいですか。ちょっと延ばしていただけないかな。

もし、何かがあったときに、これ、私の家の近くなんですけど、

今後ですね、今、豪雨的にすごく短時間で降るということがありますまして、そういう天候に変わりました。

それで先ほど澤野委員が言われたように、やはり何を思ったかということやはり不安なんです。実際、私のとこの家も雨が降りますと、道路が川になるような状況なんですわ。

それでU字溝だとか入ってるんですけど、もしこれがですね、まみずさんの方へ水が入っちゃったですとか。撤去することによってね。

もう一度、設計変更をちょっと考えてくれないかなという話したいんですけど、それは無理ですか。どうしてもやらないかんですか強行的に。

議長 そうすると、今のご意見としては可とするとか、否決するというのではなくして。

寺澤委員 転用に関しては別に何ら問題ないんですけど、先ほど言われたように土木の話なんですよねこれ。ですから土木の話になりますと、やはり不安がわいてきますわ。

それでちょっとこれ土木と転用の話になるんですけど、もう一度ちょっと考えて設計変更をできたらやって欲しいなというのは私個人的には思いました。

設計変更というかね、もう一度話し合いの場を持った方がいいんじゃないですかってことです。棚上げしてくれるかなということでございます。

議長 ちょっと休憩をさせていただいて、こちらの方で検討し、もう一度その回答によって、どうするかということをお決めいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

【休憩】

議長 皆さんご協力ありがとうございます。

ただいま休憩をさせていただいてその間にちょっと詰めさせていただきます。

その結果、もう一度池野地区の委員さんにこの6番についてご

意見をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

寺澤委員 慎重審議していただきましてありがとうございます。慎重審議の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。慎重審議の結果、可とするというご意見をいただきました。

そうしましたら、7番と8番につきまして、楽田地区お願いいたします。

伊藤委員 7番、8番、楽田地区は可といたします。

議長 ありがとうございます。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました。ここで全委員さんにお諮りします。

第56号議案、別紙申請事項について許可の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

小澤委員は席へお戻りいただきたいと思います。

続きまして第57号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番から8番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番、吉野です。整理番号1番から8番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長 9番から12番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番から12番に対して昨日面談を行いまして、まだ若い方なんですけど、これから頑張ってやっていくと、こういうことなんで、多少なりと耕作放棄、それから、後継者の問題、そういうやつは少しでも解決ができるということで、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第57号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第58号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1番と2番について、羽黒地区お願いします。

吉野委員

8番、吉野です。整理番号1番から8番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第58号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告事項についてご説明します。議案書の18ページをご覧ください。報告第20号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は17件です。

議長

報告について、ご質問などありましたらお話しください。

議長

ないようでございますので、報告は終了をいたしました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。